

## 【兵庫労働局よりお知らせ】

### エイジフレンドリー補助金の申請受付の開始について

厚生労働省では、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを行う中小企業事業者の取組を支援するため、今年度から新たに「エイジフレンドリー補助金」が創設されましたので、お知らせします。

この補助金は、高齢者の働く職場環境の整備として、施設、設備等の改善、腰痛予防のための機器導入や安全衛生教育などの対策に要した費用の一部が補助されるものです。

特に、社会福祉施設、医療保健業、旅館業や飲食店等の接客サービス業等では、利用者等との密に接する業務に高齢者が就労する際の新型コロナウイルス感染を防止するための設備や作業の改善も重要です。

この補助金は、「一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会」が補助事業の実施事業者で、中小企業実施者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払いが行われます。

## 「エイジフレンドリー補助金」のご案内

補助金申請期間 令和2年6月12日～令和2年10月末日

### 対象となる事業者

次の(1)～(3)すべてに該当する事業者が対象です。

(1) 高齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している

(2) 次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります

(3) 労働保険及び社会保険に加入している

### 補助金額

補助対象：高齢労働者のための職場環境改善に要した経費

補助率： 1/2

上限額： 100万円(消費税を含む)

※この補助金は、事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います  
(全ての申請者に交付されるものではありません)

### 補助対象となる職場環境の改善対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とします

- ◆ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- ◆ 働く高齢者の健康や体力の状況の把握等
- ◆ 安全衛生教育
- ◆ その他、働く高齢者のための職場環境の改善対策

また、新型コロナウイルスの感染防止を図りつつ高齢者が安心して働くことができるよう、利用者や同僚との接触を減らす対策を補助対象とします。



## 具体的には次のような対策が対象となります

### 【働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防】

- ◇ 介護におけるリフト、スライディングシート等の導入
- ◇ 介護における移乗支援機器等の活用
- ◇ 客室への荷物配送、配膳等の自動搬送機器の導入
- ◇ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器(ウェアラブルデバイス)による健康管理システムの利用

※使い捨てマスク等の消耗品、ビニールカーテン等の仮設の設備については対象となりません

### 【身体機能の低下を補う設備・装置の導入】

- ◇ 通路の段差の解消（スロープの設置等）
- ◇ 階段に手すりの設置
- ◇ 床や通路の滑り防止対策（防滑素材の採用、防滑靴の支給）
- ◇ 暗い作業場所の照度の改善
- ◇ 危険箇所への安全標識や警告灯等の設置
- ◇ 高齢者に聞きとりやすい中低音域の警報音に交換
- ◇ 作業時の有効視野を考慮して警告・注意機器の配置の改善
- ◇ 業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入
- ◇ 熱中症リスクの高い作業がある事業場での涼しい休憩場所の整備
- ◇ 体温を下げるための機能のある服などの支給
- ◇ 不自然な作業姿勢を改善するための作業台等の設置
- ◇ 重量物搬送機器・リフトの導入
- ◇ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツ等の導入

### 【健康や体力の状況の把握等】

- ◇ 安全で健康に働くための体力チェックの実施
- ◇ 健康診断や歯科健診、体力チェック等に基づいた運動指導、栄養指導、保健指導等の実施
- ◇ 保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動

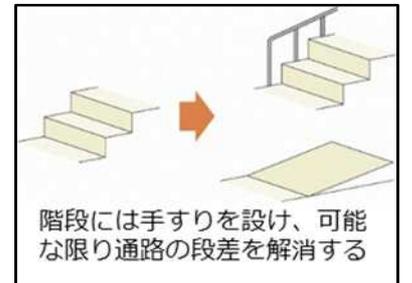
### 【安全衛生教育】

- ◇ 加齢に伴う労働災害リスクの増大の理解促進のための教育
- ◇ 高齢者の理解度を測りつつ反復実施する安全衛生教育

※労働者個人ごとに費用が生じる対策（ウェアラブルデバイス、防滑靴、体力チェックなど）については、雇用する高齢労働者の人数分に限り補助対象とします



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する



階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



通路を含め作業場所の照度を確保する



警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮

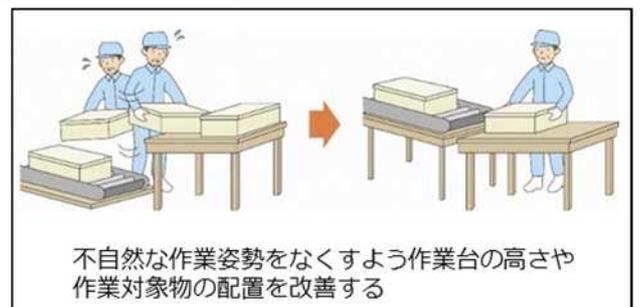


高齢者における安全衛生に関する研修会



例えば戸口に段差がある時

解消できない危険箇所には標識等で注意喚起



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

注：申請内容の確認のため、（一社）労働安全衛生コンサルタント会が実地調査を行うことがあります

**条件や申請手続きなど詳しくは以下のセンターへお問い合わせください。**

## 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センター

受付時間：平日9:30～12:00、13:00～16:30（土日祝休み）  
（8月11日～14日（夏季休暇）、12月28日～1月4日（年末年始）を除く。）

◎ホームページに、交付規程、申請書様式などを掲載していますので、ご確認をお願いします。

<https://www.jashcon-age.or.jp/>



### エイジフレンドリー補助金事務センター（申請関係）

〒105-0014 東京都港区芝 1-4-10  
トイヤビル5階

☎ 03-6381-7507 📠 03-6381-7508  
✉ af-hojoyjimucenter@jashcon.or.jp